

土壌及び地下水汚染に関する情報等の取扱い

(趣旨)

- 1 この取扱いは、土壌の特定有害物質による汚染の状況及び地下水の有害物質による汚濁の状況に関する情報の整理、保存及び広報媒体等を通じた適切な提供の具体的な方法を定める。

(定義)

2 この取扱いにおいて「土壌汚染」とは、土壌の特定有害物質（土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「土対法」という。）に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）による汚染状態が、土対法第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合しないことをいう。

3 この取扱いにおいて「地下水汚染」とは、地下水に含まれる有害物質（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「水濁法」という。）第2条第2項第1号に規定する有害物質をいう。以下同じ。）の量が、浄化基準（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第9条の3に規定する浄化基準をいう。）を超えることをいう。

4 この取扱いにおいて「報告等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 土対法第2条第2項の土壌汚染状況調査結果の報告
- (2) 群馬県の生活環境を保全する条例（平成12年条例第50号。以下「条例」という。）第45条第1項の通報及び調査結果の報告並びに第46条第1項の調査結果の報告
- (3) 土地の所有者等からの、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況及び地下水の有害物質による汚濁の状況についての調査結果の報告（(1)及び(2)に該当するものを除く。）
- (4) 土地の所有者等からの、土壌汚染及び地下水汚染の浄化並びに拡散防止等の対策についての報告

(情報公開条例に基づく対応)

- 5 報告等に関して県の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって県の職員が組織的に用いるものとして県が保有しているものは公文書(群馬県情報公開条例(平成12年群馬県条例第83号。以下「情報公開条例」という。)第2条第4項に規定する公文書をいう。)に該当するため、県は、報告等に係る公文書について開示請求等があったときは、情報公開条例に基づき対応するものとする。

(土対法第5条に基づく調査命令要件等の該当性確認時の対応)

- 6 県は、土対法第5条に基づく調査命令及び水濁法第14条の3に基づく地下水の水質の浄化に係る措置命令の要件の該当性の判断のために必要な調査の実施の際に住民から提供を求められた情報が、報告等の中に含まれているときは、情報公開条例の趣旨を踏まえて、必要な情報を当該住民に提供するものとする。

(報告者等による公表の勧奨)

- 7 県は、土壌汚染又は地下水汚染に係る報告等の概要が当該報告等をした者又はその関係者によって一般に公表されていない場合は、当該報告等をした者又はその関係者自らが当該報告等の概要を公表するよう促すものとする。

(県が実施した地下水調査結果の公表)

- 8 県は、報告等に係る土地の周辺等において地下水質の調査を実施したときは、周辺環境への影響の有無を踏まえた上で、その概要を公表するものとする。

附 則

- 1 この取扱いは、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この取扱いは、平成31年4月1日から適用する。